

呉市，国立大学法人広島大学，海上保安大学校  
及び公益財団法人笹川平和財団の呉市・広島大  
学Town&Gown構想の推進に向けた海洋  
・海事の国際的拠点の形成等に関する協定書

呉 市

国立大学法人広島大学

海上保安大学校

公益財団法人笹川平和財団

呉市、国立大学法人広島大学、海上保安大学校及び公益財団法人笹川平和財団の  
呉市・広島大学Town&Gown構想の推進に向けた海洋・海事の国際的拠点  
の形成等に関する協定書

呉市を甲とし、国立大学法人広島大学を乙とし、海上保安大学校を丙とし、公益財団法人笹川平和財団を丁として、呉市・広島大学Town&Gown構想の推進に向けて、相互の連携を強化し、呉市において、アジアにおける海洋・海事の国際的教育・研究・社会連携の拠点形成と地域社会等の活性化を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、呉市・広島大学Town&Gown構想の推進に向けて、甲、乙、丙及び丁が、相互に連携して活動することにより、呉市において、アジアにおける海洋・海事の国際的教育・研究・社会連携拠点の形成に迅速かつ適切に対応し、地域社会等の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組む。

- (1) アジアにおける海洋・海事の国際的教育・研究・社会連携の拠点形成に関すること。
- (2) 海洋・海事関係の国際機関等との連携に関すること。
- (3) 広島大学大学院の海洋・海事に係る学際的な学位プログラムの実施等による人材育成に関すること。
- (4) 先進技術を活用した海洋・海事に関するデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に関すること。
- (5) 瀬戸内海の自然環境を生かしたグリーントランスフォーメーション（GX）の推進に関すること。
- (6) 新たな海洋・海事産業の創出に向けた関連企業等との連携に関すること。
- (7) その他、海洋・海事の国際的な拠点の形成に伴う甲、乙、丙及び丁の連携・協力に関すること。

2 甲、乙、丙及び丁は、前項各号に掲げる事項に係る連携を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、取組ごとに別途、取り決めることとする。

（協定の見直し）

第3条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（疑義等の解決）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲、乙、丙及び丁のいずれからも、本協定を更新しない旨の申入れがないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年7月8日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長

乙 広島県東広島市鏡山一丁目3番2号  
国立大学法人広島大学  
学長

丙 広島県呉市若葉町5番1号  
海上保安大学校  
校長

丁 東京都港区虎ノ門一丁目15番16号  
公益財団法人笹川平和財団  
理事長